全教しぶり

15年4月号

発行
全胆振教職員組合

戦争できる国へ、安保法制の骨格案合意

３月 20 日、自民、公明の与党協議会はわずか７回の審議、１ヶ月ちょっとで安保法制に関する骨格をまとめました。４月 13 日にも最終合意し、５月中旬には国会に法案を一括提出する予定です。４月末の日米防衛協力指針(新ガイドライン)に間に合わせるため、歯止めや具体的活動内容については、先送りとなっています。

骨格案ではこれまでとどう変わったのか

まず、大筋をご覧下さい。

	骨格案	これまで
集団的自衛権	○米軍を攻撃する第三国に反撃可能 ○シーレーンの機雷の掃海	○日本が攻撃された時のみ可能 (個別的自衛権)
後方支援 「周辺事態」	○「周辺」を撤廃(世界中どこでも) ○米軍以外にも給油･輸送できる	○その都度、時限立法で対応 ○米軍のみ支援
ＰＫＯ	○国連以外の平和協力活動に拡大 ○他国部隊の駆けつけ警護が可能 ○武器の使用基準の緩和	○国連管理下の活動に限定 ○武器は自己防御のみ
グレーゾーン	○自衛隊と協力する米軍以外も防護	
その他	○日本周辺以外でも船舶検査が可能 ○武器を使っての邦人救出が可能	○日本周辺のみで条件付き ○解放後の陸上輸送までＯＫ

できるだけわかりやすく(?)説明しますね

様々な自体が想定されているので、自衛隊の活動が拡大されることは分かっても、詳しい内容がよく分からないと思います。少し丁寧に見ていきましょう。

これまでは、自衛隊が武力行使できるのは、日本が直接攻撃を受けた場合のみでした。(個別的自衛権)　これがまとめられているのが「武力攻撃事態法」です。日本が攻撃を受けた際などの対応について、（１）日本への武力攻撃が発生したか、明白な危険が切迫している「武力攻撃事態」（２）日本への武力攻撃が予測される「武力攻撃予測事態」（３）テロ行為が発生した「緊急対処事態」―― という三つの事態を想定しています。このうち、自衛隊を出動させる防衛出動が認められているのは、武力攻撃事態だけでした。

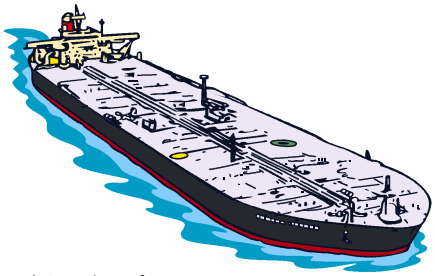

これに政府は「存立危機事態」という新しい考えを追加しました。昨年７月の閣議で、「武力行使の３要件」(①密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされる、②他に適当な手段がない、③必要最小限度の行使)に該当すれば、他国への攻撃(日本は攻撃されていない)に自衛隊が出動できるようになりました。これが、「集団的自衛権」です。「武力攻撃事態法」と「自衛隊法」の改定が必要です。

さらにもう一つ「重要影響事態（仮称)」も新たに定めるとしています。重要な影響がある場合には、地理的な制約なく自衛隊による他国軍への後方支援が可能となります。これには「周辺事態法」の抜本的改定が必要となります。

もう、何がどの事態にあたるのかすら分からなくなります。具体的な例で考えてみましょう。国会で繰り返し論議されているのが、(中東の)ホルムズ海峡に機雷が施設され

た場合です。「同海峡を経由した石油供給が回復しなければ、～わが国の存立が脅かされ」るというのが安倍首相の答弁です。これが「武力攻撃事態」なのか、「存立危機事態」それとも「重要影響事態」なのかは、そのときの政府が判断します。ただし、機雷の掃海は国際法上は「武力の行使」にあたります。この指摘についても、「受動的かつ限定的な行為で～武力行使にあたる機雷掃海であっても許容される」「米軍に対する武力攻撃は、～わが国の存立が脅かされる可能性が高い」(ともに岸田外相)と述べています。「日本の存立が脅かされる」おそれがあると判断するのは政府です。その基準はこれまでの「直接攻撃された場合」と比べてもあまりにあいまいで、政府の意向によってどのようにも拡大解釈が可能になっています。

集団的自衛権以外で、国会での質問が集中したのが「後方支援」についてでした。これまでは、「他国の軍隊に対する補給、輸送等、～武力の行使と評価される活動をわが国が行うことは憲法第９条により許されない」(横畠長官)としながらも、「現に戦闘行為が行われている現場以外」にまでその範囲を広げています。(これまでは「非戦闘地域のみ」)後方支援は、朝鮮半島有事などの「日本周辺」で、しかも米軍にだけ支援できるとされてきました。しかし、安倍首相の「積極的平和主義」に呼応する形で、どの国の軍隊に対しても支援ができるようになりました。また、世界中どこへでも出かけることができると制限が緩和(撤廃)されています。さらに、恒久法をつくり、閣議決定さえあればいつでも派遣できるようにしようとしています。2001 年の米同時テロに対して戦うとした多国籍軍に対しても、あの小泉首相でさえ２年の期限を付けた法律で派遣をしていたのに、「切れ目のない」安全保障体制をつくるというのです。派遣の基準としては「国連決議または関連決議等」が前提としていますが、「等」があるため、これも拡大解釈が可能です。武力行使を認める決議でなく、非難決議でも派遣は OK な訳です。歯止めとして「原則国会の事前承認」の項目もあげられていますが、「原則」ですから特別な場合は「事後承認」もあり得るわけです。

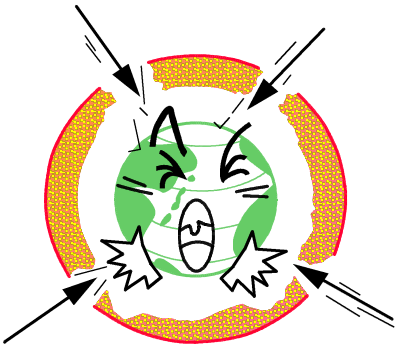

ここまで見てきた後方支援は、国際貢献の中でも他国軍への戦闘支援です。国際貢献にはこの他にも、給水や学校の再建などの「人道復興支援」や国連平和維持活動(PKO)があります。2003 年のイラク特措法は「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」という名前です。インフラ整備などの「人道復興支援」と治安維持などの「安全確保支援」が主な任務でした。そのため、①非戦闘地、②軍事力の行使なしが条件とされました。これが７月の閣議決定では、国連 PKO 等での「駆けつけ警護」に伴う武器の使用や「(治安維持などの)任務遂行のための武器使用」と武器使用の拡大に変えられました。これまでの(武器以外の)物資、兵員の輸送に加え、弾薬の提供も認められました。さらに、領域国の同意に基づく邦人救出などで「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるようにすることも確認されています。こちらも、「国連決議等」、「国会の事前承認を基本」とするなどの歯止めがあげられていますが…。PKO 法の改定で対応するとしています。

その他の法改正としては、①船舶検査活動法(これまでは「船長の承諾」が必要な任意検査だったものを「強制的な船舶検査」とする。②自衛隊法改正による武器使用を伴う在外邦人(領域国の同意が必要)の救出など広い範囲での自衛隊の活動を認める内容となっています。また、③国家安全保障会議設置法の改正も骨格案には述べられています。

今までは米軍のみ、周辺のみとして限定してきた範囲もほぼ無制限に拡大されています。武器の使用や後方支援も緩和されています。これでは自衛隊は、他国軍と一体の「武力」と見なされても仕方ありません。安倍首相は「抑止力」を強調しますが、抑止力の強化だけが日本の平和を守る方法でしょうか。近隣諸国との安定した関係を築く外交努力が必要です。何より、これまで日本が培ってきた「９条を守る平和国家」というブランドこそが日本の平和を守ることになると思います。